

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月26日

【計算期間】 第10期 自 平成27年9月25日
至 平成28年9月26日

【ファンド名】 トランスサイエンス未公開株ファンド

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西川 卓男

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03-6229-0170

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

日本国内・海外における成長著しい未上場企業の株式を主要投資対象とし、投資信託財産（以下「信託財産」といいます。）の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

未上場企業の株式とは、一般社団法人投資信託協会の定める規則により、次のいずれかの要件を満たす株式とします。

- (i) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金融商品取引法」という。）第24条の規定に基づき有価証券報告書（金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するものであること
- () 公認会計士または監査法人により、会社法（平成17年法律第86号）に基づく監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等が入手できる会社の発行するものであること
- () 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等が入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するものであること

以上の要件は、同規則の変更により、変更する可能性があります。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「単位型投信 / 内外 / 株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

商品分類

ファンドの商品分類は「単位型投信 / 内外 / 株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
内外	目論見書または信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	株式 一般
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル（日本を含む）
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	（日本を含む）	
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	あり
債券	（隔月）	欧州	（ ）
一般	年12回	アジア	
公債	（毎月）	オセアニア	
社債	日々	中南米	なし
その他債券	その他	アフリカ	
クレジット	（ ）	中近東	
属性		（中東）	
（高格付債）		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
（ ）			
資産複合			
（ ）			

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
------	-------

株式 一般	大型株 ^{*1} 、中小型株 ^{*2} 属性にあてはまらない全てのものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

*1 大型株・・・目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

*2 中小型株・・・目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

ファンドの特色

主にバイオテクノロジー、ヘルスケア・医療領域における未上場企業のうち、レイターステージ（比較的短期間で株式公開等が予想される段階）の未上場企業への株式投資を行い、株式上場やM&A等による値上がり益（キャピタルゲイン）を追求します。

国内の未上場株式を主要投資対象とします。（投資した未上場株式が上場し、上場株となったものを含みます。）

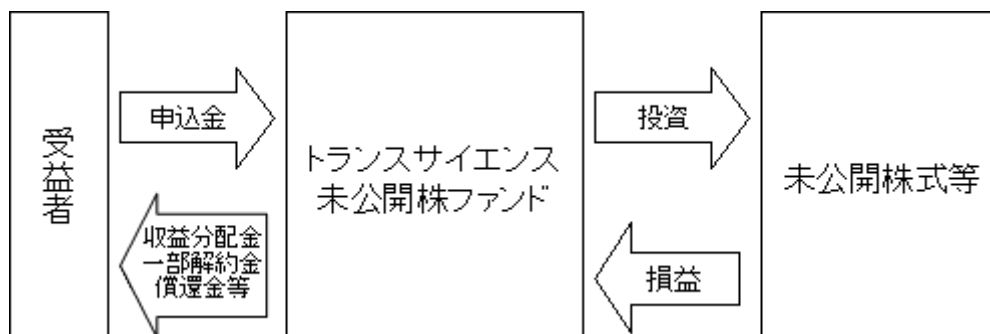
外国の未上場株式に投資することがあります。

SBIトランスサイエンス株式会社（代表取締役 川島 克哉）より投資に関する助言を受けて運用します。

<お知らせ>

本ファンドの投資助言者を株式会社トランスサイエンスから、新設分割により設立したSBIトランスサイエンス株式会社へ平成22年1月22日付けで変更しています。

株式会社トランスサイエンスが行っていた投資助言事業等は実質的にSBIトランスサイエンス株式会社に承継され、本ファンドの運用における助言体制は実体面において従前と変わりありません。



未上場株式の評価は、一般社団法人投資信託協会の定める規則により、以下の通り評価します。また、今後同規則が変更になった場合は、当未上場株式の評価も変更する可能性があります。

(1) 未上場株式（上場予定株式を除く。）は、証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）等から提示される気配相場で評価し、計算日に気配相場が提示されない場合には、計算日の直近の日に提示された気配相場で評価するものとする。

- (2) 気配相場が発表されなくなった日から起算して1ヶ月を経過しても気配相場の発表が行われていない場合には、気配相場が発表されるまでの間は、直近の気配相場または直前に発表された決算期の純資産価額に基づき算出した1株当たりの価額のいずれか低い価格で評価するものとする。

信託金の限度額

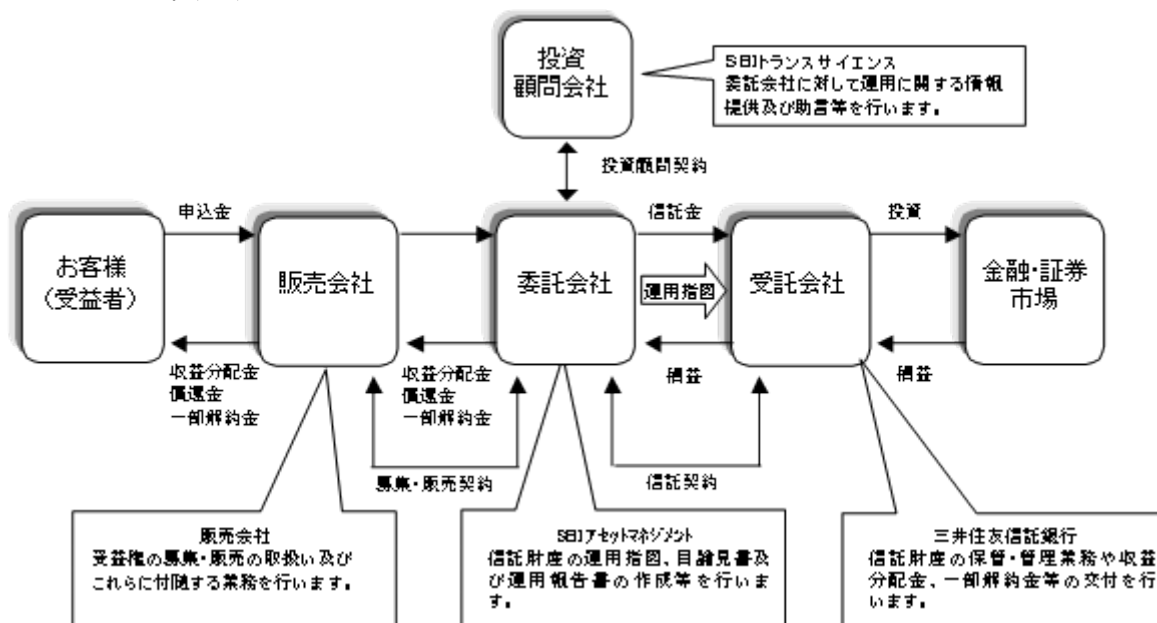
- ・信託金の限度額は50億円です。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年9月25日	信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始
平成23年9月14日	信託期間終了日を平成26年9月24日に変更（変更前は平成23年9月24日）
平成26年9月12日	信託期間終了日を平成29年9月22日に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（平成28年10月末日現在）

(i) 資本金

4億20万円

() 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成14年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成17年 7月 1日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年 9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

() 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主にバイオテクノロジー、ヘルスケア・医療領域における未上場会社のうち、レイターステージ（比較的短期間で株式公開等が予想される段階）の未上場会社への株式投資を行い、株式公開やM&A等による値上がり益（キャピタルゲイン）を追求します。

国内の未上場株式を主要投資対象とします。（投資した未上場株式が上場し、上場株となったものを含みます。）

外国の未上場株式に投資することがあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

SBIトランスサイエンス株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

SBIトランスサイエンス株式会社の概要

代表者	代表取締役 川島 克哉
設立日	平成21年11月20日 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2316号
資本金	1,000万円
事業内容	投資事業組合の運営及び管理 金融商品取引法に基づく投資助言業

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
3. 金銭債権（第1号及び前号に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

運用の指図範囲(信託約款第18条第1項)

委託者は、次に掲げる有価証券に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)
- また是新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。)
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
22. 商法（明治32年法律第48号）第535号に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利のうち、当該権利を有するものが出資または拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業から生ずる収益の配当または当該事業にかかる財産の分配を受けることができる権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。)
- なお、第1号の証券、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第

12号の証券または証書ならびに第17号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(信託約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 1. から 4. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(信託約款第18条第3項)

(3)【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト(5~7名程度)による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員(1~3名)、最高運用責任者、運用部長(1名)及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

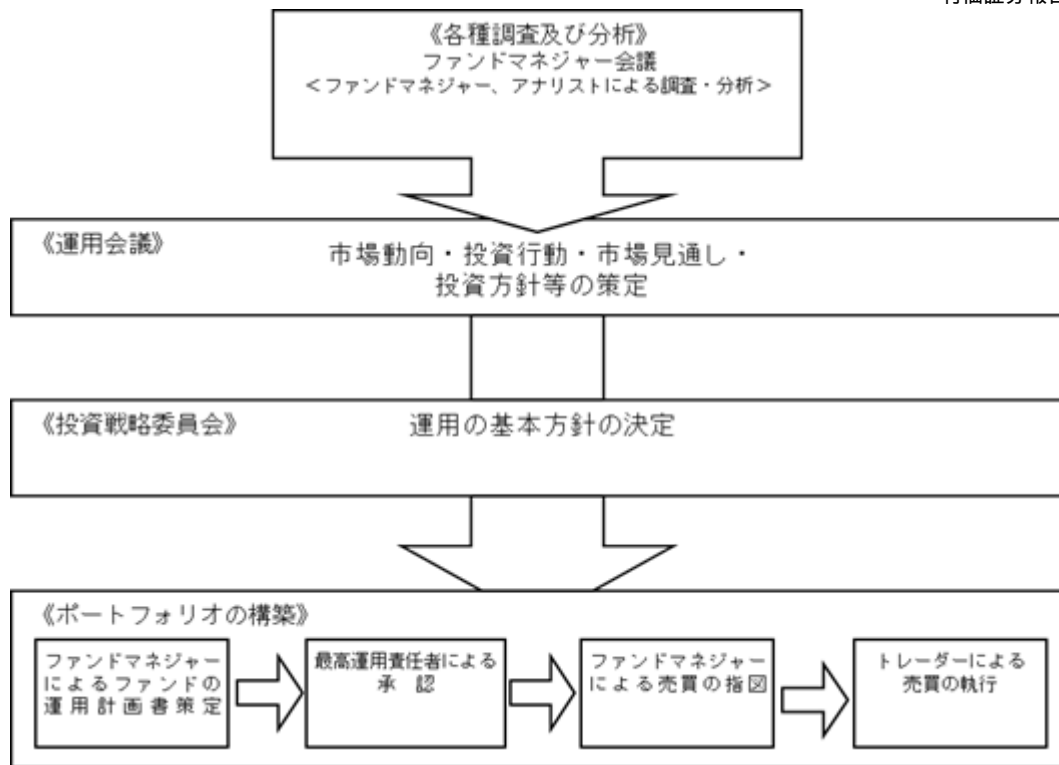
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」(6名程度)、「組合投資委員会」(6名程度)での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



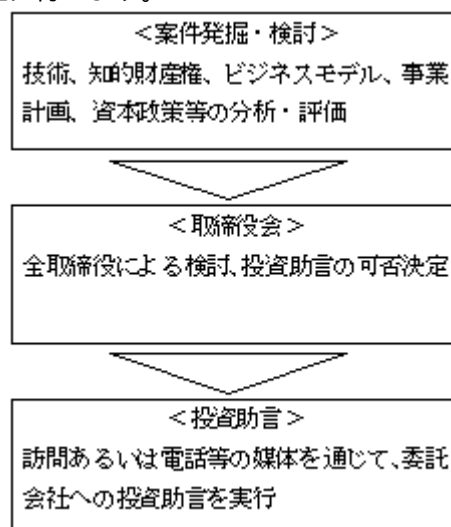
上記体制は、今後、変更となる場合があります。

なお、投資助言会社であるSBIトランスサイエンス株式会社の、本ファンドの運用プロセスは以下の通りです。

投資担当役員が様々なルートから有望な投資候補先ベンチャー企業を発掘し、技術、知的財産権、ビジネスモデル、事業計画、資本政策等の分析・評価を行います。また必要に応じてSBIグループ企業のネットワークを活用し、有望なまたは将来性のある技術、事業の見極めを行います。主な検討ポイントは、ベンチャー企業が有する技術の競争力・市場性、知的財産権の強さ、ビジネスモデルの有効性、経営陣の能力などであります。

投資担当役員により投資助言銘柄として相応しいと判断された企業は取締役会に諮られ、本ファンドに対する投資助言の可否が決定されます。

取締役会で投資助言が可決された後、助言会社は投資可否等に関する助言を、訪問・電話・ファックス・Eメール等を通じて委託会社に行います。



(4)【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末(毎年9月24日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象収益は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の金額の範囲とします。

委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

(5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

() 同一銘柄への株式投資は、取得時において純資産総額の30%以内とします。

信託約款上のその他の投資制限

() 投資する株式等の範囲(信託約款第21条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、未上場株式及び未登録株式とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

その他

() 資金の借入れ(信託約款第29条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約の支払資金（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
- 2．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
- 3．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、主に株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。特に、本ファンドは、未上場株式への投資を行いますので、既に公開されている株式より流動性が低く、基準価額が大幅にまたは継続的に下落するリスクがあります。その結果、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

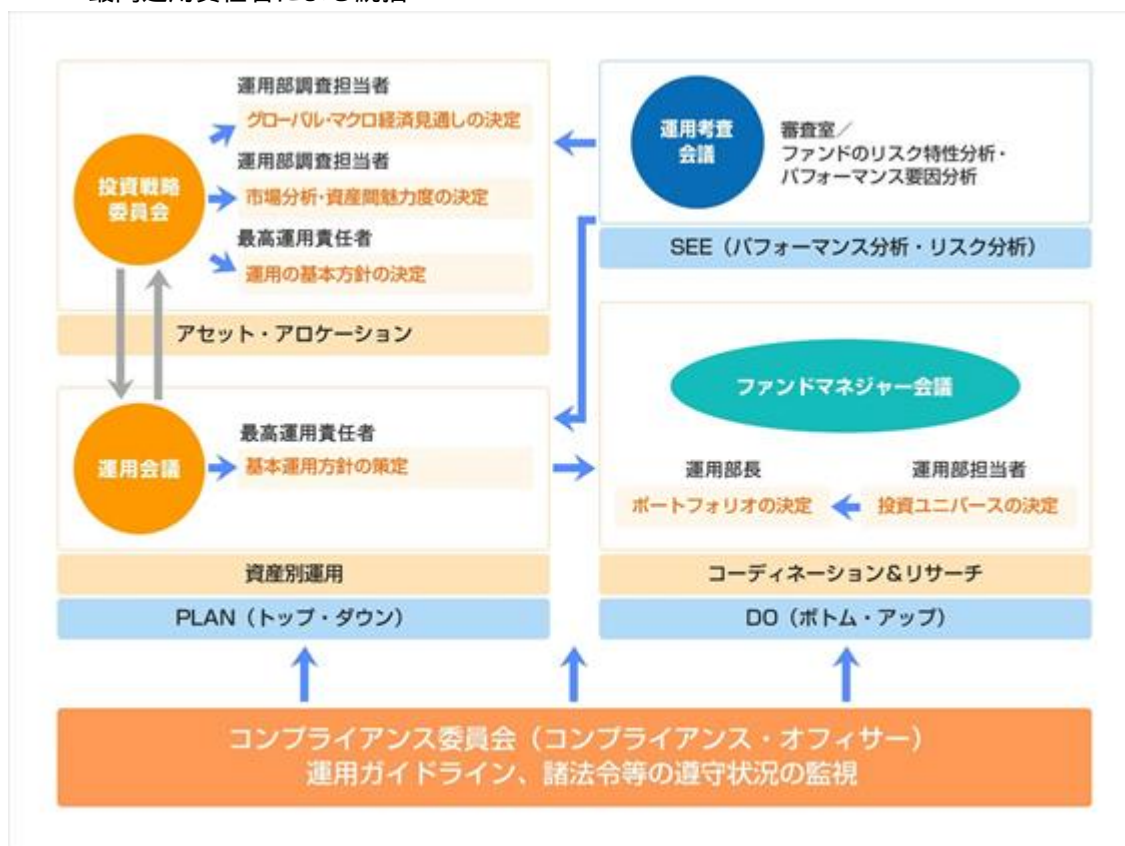
本ファンドの主なリスクは以下の通りです。

- ・ 未公開株式リスク
未公開株式は、公開されている証券より流動性が低いため、公開株式に比べ換金期間、換金価格で公開されている証券より不利になる場合があります。また、上場企業より、財務基盤や事業基盤が弱い会社も多く、一般的に信用リスクも上場企業よりも高くなっています。
- ・ 価格変動リスク
一般に株式の価格は、国内外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。ファンドにおいては株式の価格変動または流動性の予想外の変動等があった場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 流動性リスク
株式を売却する際に、市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被ることがあります。
- ・ 信用リスク
投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。

運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用審査会議	原則月1回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込み金額の3.15%(税抜3%)を上限とする、販売会社が定める手数料率とします。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額に応じて、申込価額(発行価額)に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、申込手数料に対する消費税等相当額が加算されます。

委託会社における照会先：

<p>SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社) 電話番号 03 - 6229 - 0097(受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時) ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/</p>
--

(2) 【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に基準価額から以下の信託財産留保額が差し引かれます。

信託約款締結日より1年未満	基準価額の5%
信託約款締結日より1年以上2年未満	基準価額の4%
信託約款締結日より2年以上3年未満	基準価額の3%
信託約款締結日より3年以上4年未満	基準価額の2%
信託約款締結日より4年以上	基準価額の1%

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率2.16%（税抜2.0%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

運用管理費用 (信託報酬)		年2.16%（税抜：年2.0%）	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
内訳	委託会社	年1.5336%（税抜：年1.42%）	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.54%（税抜：年0.50%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年0.0864%（税抜：年0.08%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日及びその翌日から計算期末までに区分した各期間（以下「半期」といいます。）末日（以下「半期末」といいます。）に、当該半期末（信託終了時を除きます。）の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

委託者は、設定時の純資産総額の3.15%（税抜：3%）の率を乗じて得た額を信託財産より支弁します。

上記の信託報酬は、設定日に信託財産中から支弁されるものとします。

委託者は、以下の規定に基づき計上された実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。）を信託財産より支弁します。

1. 実績報酬は本ファンドの信託財産の計算期間を通じて、毎日、前営業日の1口当たり基準価額が前営業日における後記2.に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の10の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を乗じて得た額を計上します。
2. 前記1.のハイ・ウォーター・マークは第1計算期間日の終了日までは1万円とします。ただし、毎計算期末において、当該日の1口当たり基準価額（収益分配を行った計算期末においては、収益分配控除前の1口当たり基準価額）がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークも調整されるものとします。

上記の実績報酬は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から委託者に支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドが負担すべきその他の手数料等には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。これらの費用は発生するたびに、信託財産中から支弁します。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

保管費用等本ファンドの投資に関する費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理等に要する諸費用

信託財産にかかる監査報酬及び当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。その他の手数料等は、監査報酬を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成28年10月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成28年10月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資事業有限責任組合出資持分	-	527,356,526	98.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	9,400,791	1.75
合計(純資産総額)		536,757,317	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< 投資事業有限責任組合出資持分 >

(平成28年10月31日現在)

銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
T S - M I 1号投資事業有限責任組合	684,593,916	0.78	534,703,390	0.77	527,356,526	98.25

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成28年10月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資事業有限責任組合出資持分	98.25
合計	98.25

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年10月31日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末(平成19年9月25日)	1,906,690,780	1,906,690,780	9,176	9,176
第2計算期間末(平成20年9月24日)	1,083,778,105	1,083,778,105	5,216	5,216
第3計算期間末(平成21年9月24日)	993,094,706	993,094,706	4,897	4,897
第4計算期間末(平成22年9月24日)	874,258,807	874,258,807	4,313	4,313
第5計算期間末(平成23年9月26日)	618,976,412	618,976,412	3,993	3,993
第6計算期間末(平成24年9月24日)	606,221,299	606,221,299	3,916	3,916

第7計算期間末(平成25年9月24日)	611,245,138	611,245,138	3,948	3,948
第8計算期間末(平成26年9月24日)	540,494,579	540,494,579	3,851	3,851
第9計算期間末(平成27年9月24日)	525,096,099	525,096,099	3,741	3,741
第10計算期間末(平成28年9月26日)	509,606,980	509,606,980	3,634	3,634
平成27年10月末日	523,477,053	-	3,731	-
11月末日	522,244,669	-	3,722	-
12月末日	521,054,194	-	3,714	-
平成28年1月末日	519,865,482	-	3,705	-
2月末日	518,656,811	-	3,697	-
3月末日	517,434,380	-	3,688	-
4月末日	516,335,503	-	3,680	-
5月末日	514,860,142	-	3,671	-
6月末日	513,039,363	-	3,658	-
7月末日	511,907,860	-	3,650	-
8月末日	510,617,603	-	3,641	-
9月末日	509,450,675	-	3,632	-
10月末日	536,757,317	-	3,827	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	平成18年9月25日～平成19年9月25日	0
第2計算期間	平成19年9月26日～平成20年9月24日	0
第3計算期間	平成20年9月25日～平成21年9月24日	0
第4計算期間	平成21年9月25日～平成22年9月24日	0
第5計算期間	平成22年9月25日～平成23年9月26日	0
第6計算期間	平成23年9月27日～平成24年9月24日	0
第7計算期間	平成24年9月25日～平成25年9月24日	0
第8計算期間	平成25年9月25日～平成26年9月24日	0
第9計算期間	平成26年9月25日～平成27年9月24日	0
第10計算期間	平成27年9月25日～平成28年9月26日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	平成18年9月25日～平成19年9月25日	8.24
第2計算期間	平成19年9月26日～平成20年9月24日	43.16
第3計算期間	平成20年9月25日～平成21年9月24日	6.12
第4計算期間	平成21年9月25日～平成22年9月24日	11.93
第5計算期間	平成22年9月25日～平成23年9月26日	7.42

第6計算期間	平成23年9月27日～平成24年9月24日	1.93
第7計算期間	平成24年9月25日～平成25年9月24日	0.82
第8計算期間	平成25年9月25日～平成26年9月24日	2.46
第9計算期間	平成26年9月25日～平成27年9月24日	2.86
第10計算期間	平成27年9月25日～平成28年9月26日	2.86

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配金の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配金の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額10,000円として計算しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	平成18年9月25日～平成19年9月25日	207,840	50	207,790
第2計算期間	平成19年9月26日～平成20年9月24日	-	-	207,790
第3計算期間	平成20年9月25日～平成21年9月24日	-	5,000	202,790
第4計算期間	平成21年9月25日～平成22年9月24日	-	100	202,690
第5計算期間	平成22年9月25日～平成23年9月26日	-	47,670	155,020
第6計算期間	平成23年9月27日～平成24年9月24日	-	200	154,820
第7計算期間	平成24年9月25日～平成25年9月24日	-	-	154,820
第8計算期間	平成25年9月25日～平成26年9月24日	-	14,470	140,350
第9計算期間	平成26年9月25日～平成27年9月24日	-	-	140,350
第10計算期間	平成27年9月25日～平成28年9月26日	-	100	140,250

(注)本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お買付のお申込みは、平成18年8月7日から平成18年9月22日の午後3時までとなります。お買付代金はお申込価額（1口当たり1万円）を使って計算されます。

なお、本ファンドは、上記にしたがい受託会社にお買付代金が払い込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得できません。

上記にかかわらず、販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の取得のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けたかかのお申込みを保留または取消することができます。

()お申込み日

平成18年8月7日から平成18年9月22日の午後3時までとなります。

()お申込単位

50口以上10口単位

申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

()お申込価額

1口当たり1万円となります。

()お申込手数料

お申込金額の3.15%（税抜3%）を上限に、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

手数料率は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

()途中換金

一部解約

原則として、信託期間中の換金はできません。

ただし、以下の事由による場合は、換金に応じます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

換金は、お申込をいただいた販売会社でお申し出下さい。

原則として受付は、営業日の午後3時までとなります。途中換金の代金は、（請求日の基準価額 - 信託財産留保額）を使って計算されます。基準価額については、下記照会先においてもお問い合わせいただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）が発生したときは、解約請求の受付を中止またはすでに受付けた解約請求を保留または取消させていただくことがあります。上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして下記「C換金価額」に準じて計算された価額とします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約は制限されることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご換金のお手取額は、請求日の基準価額から所得税及び地方税を差し引いた金額となります。代金は原則として請求日より5営業日からお支払いします。

解約請求には手数料はかかりません。ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額が差し引かれます。

ご換金場所は、取扱販売会社の本・支店、営業所等です。

A 換金の受付

お申込みをいただいた販売会社にお申し出ください。

原則として受け付けは、営業日の午後3時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

また、販売会社により受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

B 換金単位

最低単位を10口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

C 換金価額

解約請求受付日の基準価額から以下の信託財産留保額を控除した価額となります。

信託契約締結日より1年未満	基準価額の5%
信託契約締結日より1年以上2年未満	基準価額の4%
信託契約締結日より2年以上3年未満	基準価額の3%
信託契約締結日より3年以上4年未満	基準価額の2%
信託契約締結日より4年以上	基準価額の1%

D 換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

() その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、信託約款に定める期間内に異議を述べた受益者は、投信法に定めるところにより、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、委託会社でもご照会いただけます。

本ファンドは、毎計算期末(毎年9月24日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、取扱販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03 - 6229 - 0097 (受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成18年9月25日から平成29年9月22日まで

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年9月25日から翌年9月24日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

() 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が5万口を下回るようになった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記()に定める手続を準用します。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

()その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社の辞任及び解任に際し新受託会社を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃業したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「()約款変更」に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

()約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

()反対者の買取請求権

上記()に規定する信託契約の解約または上記()に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記()または上記()の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

()収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

()換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

()帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

()反対者の買取請求

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は投資信託及び投資法人に関する法律第18条の規定に基づき、その受益権を公正な価額で買取よう請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成27年9月25日から平成28年9月26日まで）の財務諸表について、大串岡田公認会計士事務所による監査を受けております。

1【財務諸表】

トランスサイエンス未公開株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 平成27年 9月24日現在	第10期 平成28年 9月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,001,739	18,025,526
出資金	499,476,186	498,839,471
未収利息	9	-
流動資産合計	532,477,934	516,864,997
資産合計	532,477,934	516,864,997
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	230,474	225,523
未払委託者報酬	5,531,361	5,412,445
未払利息	-	49
その他未払費用	1,620,000	1,620,000
流動負債合計	7,381,835	7,258,017
負債合計	7,381,835	7,258,017
純資産の部		
元本等		
元本	1,403,500,000	1,402,500,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	878,403,901	892,893,020
元本等合計	525,096,099	509,606,980

純資産合計	525,096,099	509,606,980
負債純資産合計	532,477,934	516,864,997

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期		第10期	
	自 平成26年 9月25日 至 平成27年 9月24日		自 平成27年 9月25日 至 平成28年 9月26日	
営業収益				
受取利息		3,999		862
有価証券売買等損益		650,594		636,715
営業収益合計		646,595		635,853
営業費用				
支払利息		-		6,906
受託者報酬		460,476		449,547
委託者報酬		11,051,409		10,788,950
その他費用		3,240,000		3,241,113
営業費用合計		14,751,885		14,486,516
営業利益又は営業損失（ ）		15,398,480		15,122,369
経常利益又は経常損失（ ）		15,398,480		15,122,369
当期純利益又は当期純損失（ ）		15,398,480		15,122,369
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		863,005,421		878,403,901
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		633,250
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		633,250
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		878,403,901		892,893,020

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	出資金 投資事業有限責任組合の事業年度の財務諸表に基づいて、投資事業有限責任組合の純資産を本ファンドの出資持分割合に応じて出資金として計上しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月25日から翌年9月24日までとしておりますが、当計算期間末が休日のため、当計算期間は平成27年 9月 25日から平成28年 9月 26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	第9期 平成27年 9月24日現在	第10期 平成28年 9月26日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	140,350口	140,250口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	878,403,901円	892,893,020円
3. 1口当たり純資産額	3,741円	3,634円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 平成26年 9月25日 至 平成27年 9月24日	第10期 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 9月26日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
A 当ファンドの配当等収益額 3,999円	A 当ファンドの配当等収益額 6,044円
B 経費 14,751,885円	B 経費 14,479,610円
C 差引配当等収益額 14,747,886円	C 差引配当等収益額 14,485,654円
D 当ファンドの当期末残存受益権口数 140,350口	D 当ファンドの当期末残存受益権口数 140,250口
E 当ファンドの期中平均残存受益権口数 140,350口	E 当ファンドの期中平均残存受益権口数 140,287口
F 分配可能額 - 円	F 分配可能額 - 円
G 1口当たり分配可能額 - 円	G 1口当たり分配可能額 - 円
H 1口当たりの分配額 - 円	H 1口当たりの分配額 - 円
I 収益分配金金額 - 円	I 収益分配金金額 - 円
2. 追加情報	2. 追加情報 平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第9期 自 平成26年 9月25日 至 平成27年 9月24日	第10期 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 9月26日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、運用本部長、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第9期 平成27年 9月24日現在	第10期 平成28年 9月26日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	出資金 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	出資金 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの金融商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第9期 自 平成26年 9月25日 至 平成27年 9月24日	第10期 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 9月26日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
出資金	650,594	636,715
合計	650,594	636,715

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自 平成26年 9月25日 至 平成27年 9月24日	第10期 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 9月26日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第9期	第10期
	自 平成26年 9月25日 至 平成27年 9月24日	自 平成27年 9月25日 至 平成28年 9月26日
投資信託財産に係る元本の状況		
設定年月日	平成18年 9月25日	平成18年 9月25日
設定元本額	2,078,400,000円	2,078,400,000円
期首元本額	1,403,500,000円	1,403,500,000円
元本残存率	67.5%	67.4%

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
出資金	T S - M I 1号投資事業有限責任組合	684,593,916	498,839,471	
合計		684,593,916	498,839,471	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成28年10月31日現在
資産総額	538,123,142円
負債総額	1,365,825円
純資産総額(-)	536,757,317円
発行済口数	140,250口
1口当たり純資産額(/)	3,827円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料

委託会社はこの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承認する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

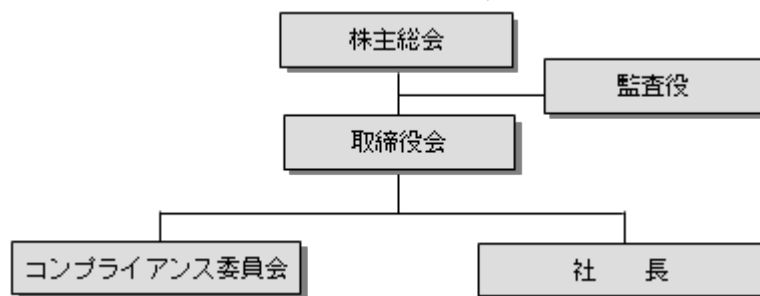
1【委託会社等の概況】

資本金の額

- () 資本金の額(平成28年10月末日現在)
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6400株です。
- () 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6600株です。
- (iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

委託会社の機構

- (i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

- () 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成28年10月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	40	165,639
単位型株式投資信託	3	11,704

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	664,366	992,039
前払費用	2,725	1,931
未収委託者報酬	231,804	242,188
未収運用受託報酬	7,007	7,056
未収投資顧問料	² 6,513	² 1,222
繰延税金資産	5,112	5,522
その他	8,740	12,937
流動資産合計	926,271	1,262,897
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	¹ 2,849	¹ 2,181
リース資産	¹ 1,255	¹ 627
有形固定資産合計	4,103	2,808
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	3,499	3,322
商標権	1,217	1,519
無形固定資産合計	4,783	4,909
投資その他の資産		
関係会社株式	127,776	127,776
長期差入保証金	² 20,822	² 19,856
投資その他の資産合計	148,598	147,633
固定資産合計	157,486	155,351
資産合計	1,083,757	1,418,249

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	627	1,579
未払金	144,339	207,901
未払手数料	118,719	184,718
未払法人税等	66,503	87,110
未払消費税等	21,882	21,611
リース債務	685	714
流動負債合計	234,038	318,919
固定負債		
リース債務	714	
固定負債合計	714	
負債合計	234,753	318,919
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	418,792	669,117
利益剰余金合計	448,804	699,129
株主資本合計	849,004	1,099,329
純資産合計	849,004	1,099,329
負債純資産合計	1,083,757	1,418,249

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,343,658	1,763,792
運用受託報酬	41,494	42,642
投資顧問料	27,569	5,322
営業収益合計	1,412,722	1,811,757
営業費用		
支払手数料	837,387	1,074,399
広告宣伝費	1,537	2,313
調査費	24,235	25,501

調査費	24,235	25,501
委託計算費	72,482	92,130
営業雑経費	20,912	23,101
通信費	863	894
印刷費	17,747	19,869
協会費	1,723	1,672
諸会費	472	490
その他営業雑経費	105	175
営業費用合計	956,555	1,217,446
一般管理費		
給料	145,255	139,115
役員報酬	17,000	15,800
給料・手当	128,255	123,315
交際費	35	170
旅費交通費	3,820	3,801
福利厚生費	18,435	22,054
租税公課	2,744	5,008
不動産賃借料	21,048	21,228
消耗品費	2,025	2,410
事務委託費	10,643	9,056
退職給付費用	6,879	6,023
固定資産減価償却費	1,617	2,192
諸経費	7,064	8,427
一般管理費合計	219,569	219,488
営業利益	236,597	374,822
営業外収益		
受取利息	188	222
投資有価証券売却益	678	
雑収入	24	121
営業外収益合計	890	343
営業外費用		
支払利息	73	45
為替差損	4	
有価証券売却損	726	1
雑損失	18	72
営業外費用合計	823	118
経常利益	236,664	375,047
税引前当期純利益	236,664	375,047
法人税、住民税及び事業税	88,371	125,131
法人税等調整額	3,651	409
法人税等合計	84,720	124,721
当期純利益	151,944	250,325

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金	
当期首残高	400,200	30,012	266,847	296,859	697,059	697,059
当期変動額						
当期純利益			151,944	151,944	151,944	151,944
当期変動額合計			151,944	151,944	151,944	151,944
当期末残高	400,200	30,012	418,792	448,804	849,004	849,004

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金	
当期首残高	400,200	30,012	418,792	448,804	849,004	849,004
当期変動額						
当期純利益			250,325	250,325	250,325	250,325
当期変動額合計			250,325	250,325	250,325	250,325
当期末残高	400,200	30,012	669,117	699,129	1,099,329	1,099,329

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、器具備品5-15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	* 1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	器具備品 5,312千円		器具備品 3,046千円
	リース資産 1,882千円		リース資産 2,510千円
	合計 7,195千円		合計 5,556千円
* 2	関係会社に対する資産及び負債	* 2	関係会社に対する資産及び負債
	未収投資顧問料 6,513千円		長期差入保証金 19,802千円
	長期差入保証金 20,768千円		

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	664,366	664,366	
(2) 未収委託者報酬	231,804	231,804	
(3) 未収運用受託報酬	7,007	7,007	
(4) 未収投資顧問料	6,513	6,513	
資産計	1,083,757	1,083,757	
(1) 未払金	144,339	144,339	
(2) リース債務	1,400	1,400	
負債計	234,753	234,753	

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	20,822

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
--	------

預金	664,366
未収委託者報酬	231,804
未収運用受託報酬	7,007
未収投資顧問料	6,513
合計	909,692

(注4)リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	685	714				

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	992,039	992,039	
(2) 未収委託者報酬	242,188	242,188	
(3) 未収運用受託報酬	7,056	7,056	
(4) 未収投資顧問料	1,222	1,222	
資産計	1,242,506	1,242,506	

(1)未払金	207,901	207,901	
(2)リース債務	714	714	
負債計	208,616	208,616	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	992,039
未収委託者報酬	242,188
未収運用受託報酬	7,056
未収投資顧問料	1,222
合計	1,242,506

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	714					

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。なお、前事業年度末において、複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金である関東ITソフトウェア厚生年金基金を脱退いたしました。

前事業年度中の当該基金への拠出額は、4,315千円であります。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）2,564千円、当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）5,290千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
電話加入権 462千円	電話加入権 438千円
関係会社株式評価損 20,188	関係会社株式評価損 19,114
未払事業税 4,199	未払事業税 4,422
その他未払税金 539	その他未払税金 1,001
その他 374	その他 99
繰延税金資産小計 25,763	繰延税金資産小計 25,075
評価性引当額 20,651	評価性引当額 19,552
繰延税金資産合計 5,112	繰延税金資産合計 5,522
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 平成27年度税制改正法(「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」及び関連する政省令)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の38.01%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が392千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が392千円減少しております。</p>	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。</p> <p>この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が264千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額減少しております。</p>
--	---

(セグメント情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）	289,153
SBIインド&ベトナム株ファンド	181,343

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマ ネジメントカンパ ニーエスエー	ルクセンブル グ大公国：ル クセンブルグ	118	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する投 資助言葉業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	27,569	未収投 資顧問 料	6,513

(注) 1．上記金額には消費税等は含まれておりません。

2．投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

（イ）財務諸表提出会社のその他の関係会社（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(所有) 間接 49.66%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃借	21,048	長期差 入保証 金	20,768

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 事務所等の賃借については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社(東京証券取引所 ジャスダック市場)

当事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(所有) 間接 49.5%	不動産、設備利用・ 業務委託 役員の兼任	事務所敷 金の差入		長期差 入保証 金	19,802
							不動産転 借、ネッ トワーク 設備利用 他	25,635	未払金	2,895

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産転賃の条件は、同社に適用される賃借条件と同一の条件となっております。
3. 設備利用料は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	証券業		販売委託	販売委託 支払手数料	464,126	未払金	71,057

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社(東京証券取引所 ジャスダック市場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	当事業年度 自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
1株当たり純資産額	23,196円84銭	30,036円33銭
1株当たり当期純利益	4,151円48銭	6,839円48銭

	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
--	---	---

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
当期純利益(千円)	151,944	250,325
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	151,944	250,325
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社は、平成25年1月11日付で株券を不発行とする旨の定款変更を行いました。

訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (平成28年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	「金融商品取引法」に定める、第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。

詳しくは、第一部 第1、1(3)「ファンドの仕組み」をご参照下さい。

3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通り提出されております。

有価証券報告書	平成27年12月24日
半期報告書	平成28年 6月24日

独立監査人の監査報告書

平成28年6月13日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

優成監査法人

指定社員	公認会計士	小松亮一
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	中田 啓
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月16日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

大串公認会計士事務所

公認会計士 大串 卓矢

公認会計士岡田育大事務所

公認会計士 岡田 育大

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトランスサイエンス未公開株ファンドの平成27年9月25日から平成28年9月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランスサイエンス未公開株ファンドの平成28年9月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象に含まれておりません。

